

西米良村国土強靱化地域計画



令和2年3月

西米良村

《 目 次 》

1. 計画策定の趣旨、計画の位置付け

- 1.1 計画策定の趣旨 1
- 1.2 計画の位置付け 2
- 1.3 計画期間 2

2. 計画の基本的な考え方

- 2.1 基本目標 3
- 2.2 強靱化を推進する上での基本的な方針 4
- 2.3 基本的な進め方 5

3. 西米良村の概要

- 3.1 本村の地域特性 6
- 3.2 本村における災害リスク 8

4. 脆弱性評価および対応方針

- 4.1 評価の考え方および手順 10
- 4.2 脆弱性評価および対応方針 12

5. 重点化プログラム

- 5.1 重点化プログラムの考え方および設定方法 67
- 5.2 重点化プログラム 68

6. 計画の推進

- 6.1 本村における他計画等の必要な見直し 69
- 6.2 計画の進捗管理と見直し 69



1

計画策定の趣旨、計画の位置付け

1.1 計画策定の趣旨

我が国においては、東日本大震災などこれまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

これを避けるため、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行しました。

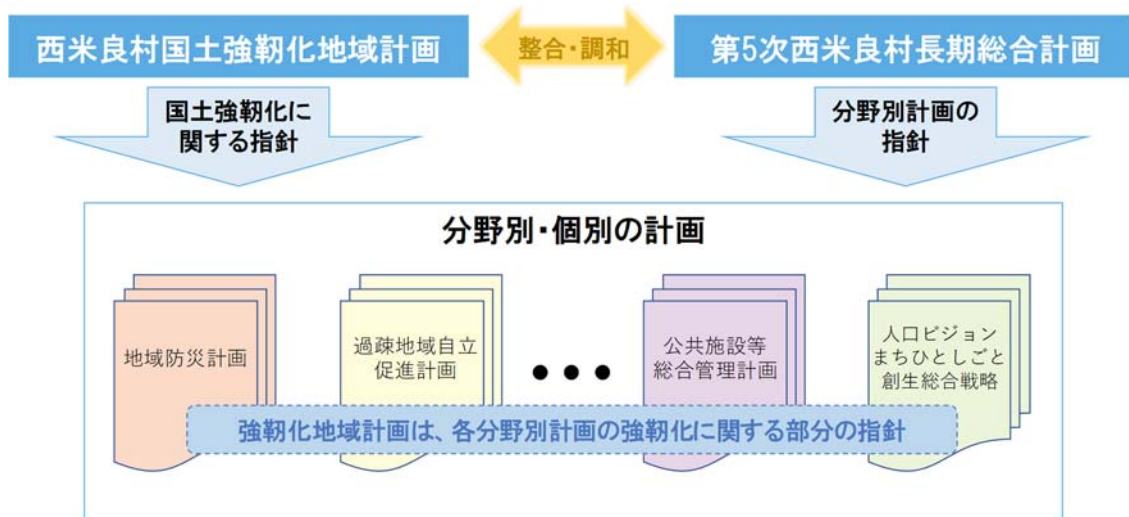
平成 26 年（2014 年）6 月には「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を、また、宮崎県においては、平成 28 年 12 月に「宮崎県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取り組みを推進しています。

これらを踏まえ、本村では、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な地域」をつくるために、地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進する指針として、西米良村国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。



1.2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本村の他計画等の指針となるものとして、本村の基本構想である「第5次西米良村長期総合計画」、災害対策基本法に基づく「西米良村地域防災計画」などと連携を図りながら策定するものである。



1.3 計画期間

本計画の内容は、第6次西米良村長期総合計画の見直し時期に合わせるため、令和2年度(2020年度)から令和7年度(年度)までの6年間とし、その後も国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

H30 (2019)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
第5次西米良村長期総合計画 (平成23年度～令和2年度)			第6次西米良村長期総合計画 (令和3年度～令和12年度)										
			【前期】										
			【後期】										
			西米良村国土強靱化地域計画 (令和2年度～)										
			見直し										
			見直し										



2

計画の基本的な考え方

2.1 基本目標

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた地域強靱化を推進するにあたり、国基本計画および県地域計画の設定を踏まえ、次の4つの基本目標を設定した。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③本村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興



2.2 強靱化を推進する上での基本的な方針

地域強靱化に取り組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき取り組みを推進する。

(1) 強靱化の取り組み姿勢

- ①本村の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取り組みを推進する。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取り組みを推進する。
- ③地域間連携の強化による相互応援体制の構築を推進する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ①社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ②既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

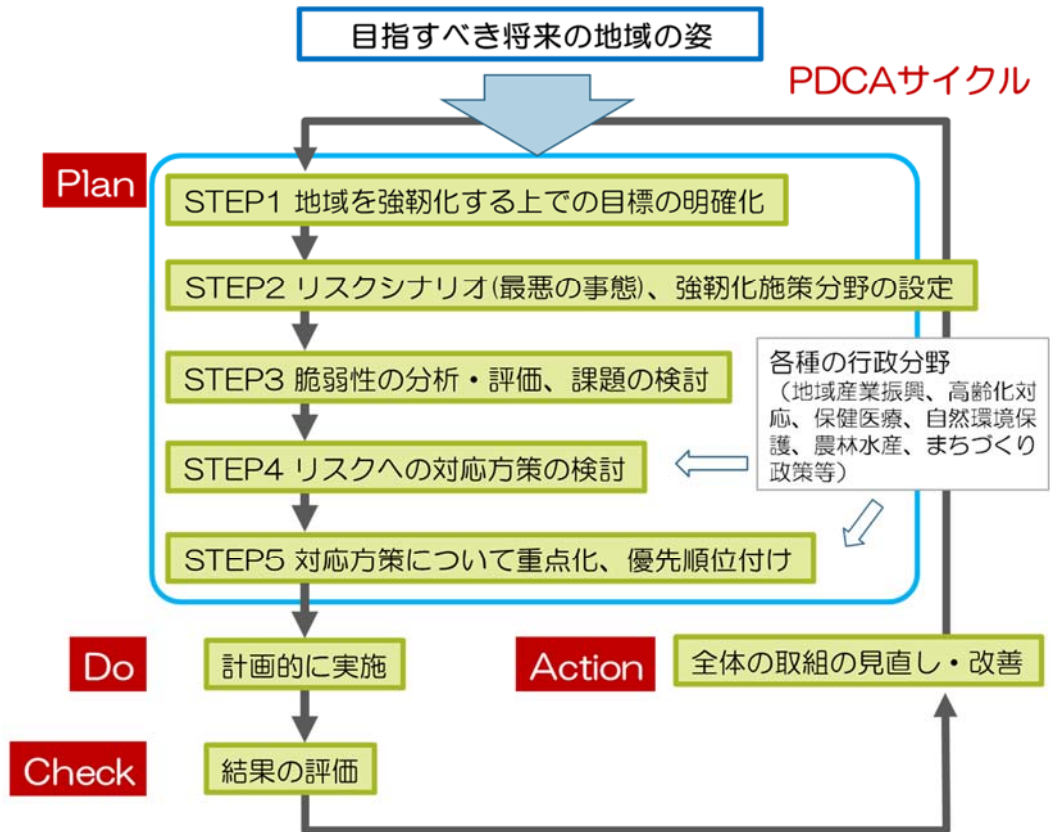
(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ②女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ③地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。



2.3 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば本村のリスクマネジメントであり、以下の PDCA サイクルを繰り返すことにより、本村全体の強靱化の取り組みを推進する。





3

西米良村の概要

3.1 本村の地域特性

(1) 地勢

北は椎葉村、南は小林市、綾町、国富町、東は西都市、西は市房山を主とする九州山脈を境として熊本県球磨郡湯前町・多良木町と接する。全面積 271.56km² で、そのうち約 96%が山林であり、耕地・宅地は谷間に点在し、中心部村所地区の海拔は 232.691m となっている。

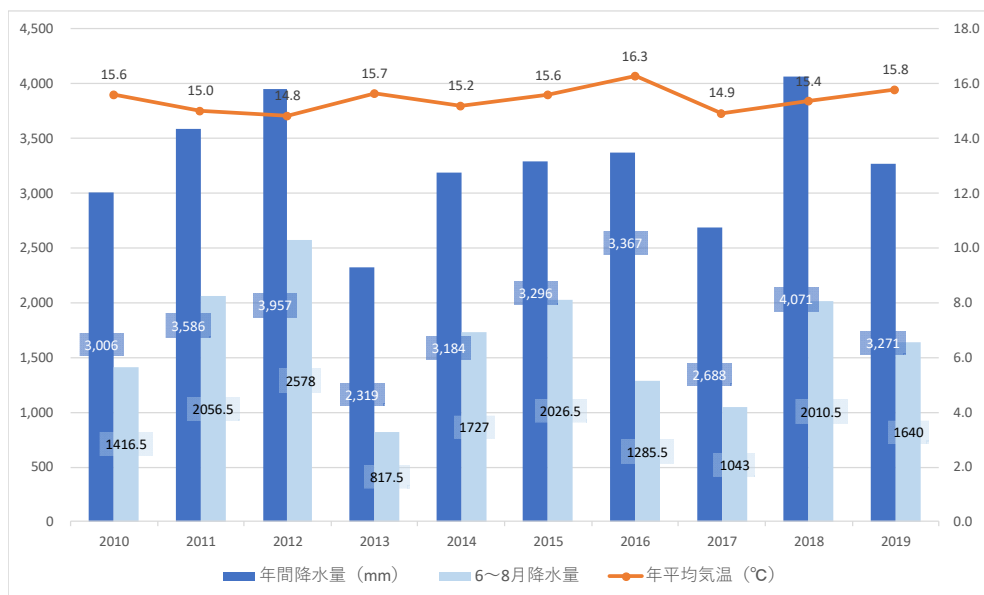
村の中央をほぼ北から南へ貫通する一ツ瀬川は、支流の小川川、板谷川を分け、これらの山岳に源を発し、西都市、佐土原を経て日向灘にそそいでいる。

(2) 気象

過去 10 年間（2010～2019 年）の平均によると、本村の気温は夏季最高気温 34.4℃、冬季最低気温 -2.5℃、平均気温約 15℃であり、比較的温暖な気候である。

年間降水量は約 3,200mm で、6～8 月にかけて最も多く、この時期で年間降水量の約 50%を占めている。

◆西米良村の気象特性



出典：気象庁 HP（過去の気象データ）

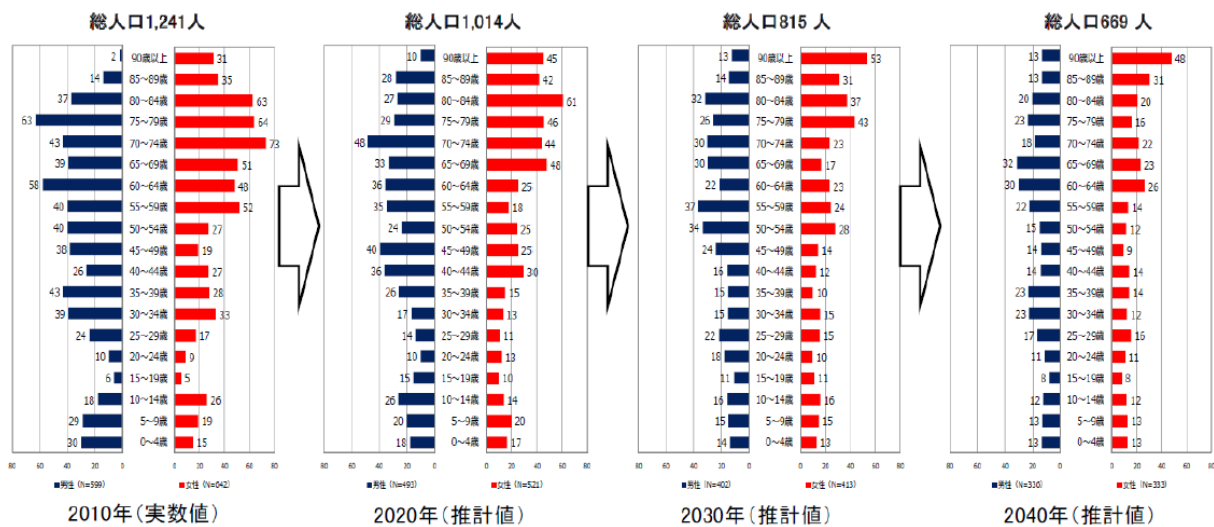


(3) 人口

本村の人口は、昭和 40 年（1965 年）に 4,081 人だったが、平成 26 年（2014 年）には 1,240 人となっている。将来の人口について、西米良村人口ビジョン（平成 28 年 3 月策定）では、2020 年までに 1,014 人まで減少し、さらに 2040 年には 669 人と、今後も人口減少が続くものと見込まれている。実際には、2020 年 8 月 1 日時点の人口が 1,134 人となっている。

また、年齢区分別の人口は、14 歳以下人口や 15 歳～64 歳の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の人口は増加しており、高齢化率は 2010 年の実数値でも 41.5%と高いが、2020 年には 45.5%に上昇すると見込まれている。実際には、2020 年 8 月 1 日時点の 65 歳以上の人口は総人口に対して 42.24%となっており、高齢化が進んでいる状況である。

◆2010～2040 年の西米良村の年齢別人口ピラミッド推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所



3.2 本村における災害リスク

(1) 地震

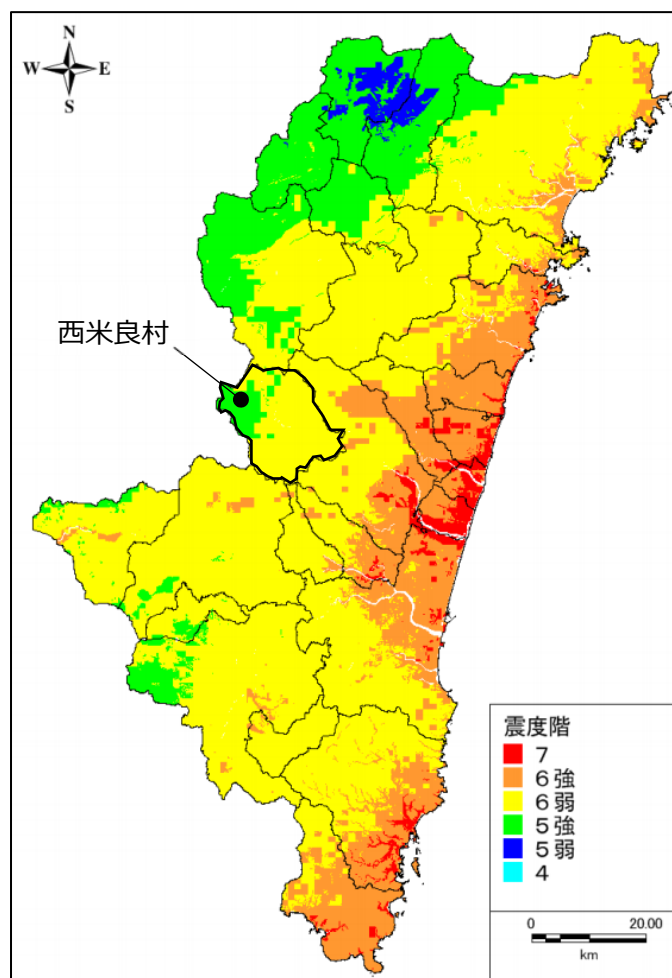
本村において、最も影響が大きいと考えられる地震は南海トラフ巨大地震である。県によると、南海トラフ巨大地震における本村の震度想定は最大震度 6 強、被害想定は建物の全壊が約 10 棟、負傷者が約 10 名程度となっている。

◆本村の被害想定

南海トラフ巨大地震		
最大震度		震度 6 強
人的被害	死者	わずか
	負傷者	約 10 人
建物被害	全壊	約 10 棟
	半壊	約 60 棟

出典：宮崎県「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）」

◆地震動想定（震度分布）



出典：宮崎県「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）」



(2) 風水害

本村は、大部分が急峻な地形となっており、その中を一ツ瀬川が貫流している。この地形特性より、洪水や土砂災害が発生するおそれがあり、これまでも台風により多くの被害を受けてきている。

◆本村の災害履歴

時期	災害要因	被害の概要
S40.7.5	大雨	梅雨前線による大雨のため、八重吐合地区で住宅 2 棟が床上浸水した。
S43.9.24	台風	台風 16 号により大字小川で集中豪雨が発生し、一ツ瀬川が氾濫した。被害は、水田流出 3ha、住家全壊 11 棟、半壊 2 棟、床上浸水 8 棟となり、激甚災害に指定を受けた。
S46.8.4	台風	台風 19 号により、村所小学校裏山が崩壊し、鉄筋建へき地集会室が全壊、校舎の 1 階の一部が埋没、その他八重地区で住家 4 棟が流出した。
S46.8.29 ～30	台風	台風 23 号により、竹原で山林崩壊、上米良郷の元で山林大崩壊、村所大王で山林崩壊が発生した。川の水位は、村所付近で 7m を超え、別当谷は国道より 2m 位増水し、村所街は下流における浸水が農協まで達し、材木等が氾濫した。被害は、住宅全壊 20 棟、半壊 13 棟、床上浸水 33 棟、床下浸水 44 棟、被害総額 3 億 6 千 5 百万円となった。
H5.9.3 ～4	台風	台風 13 号により、被害は村内全域に及んだ。被害は、床上・床下浸水 66 棟、住家全壊 6 棟、被害額 14 億 5 千 7 百万円となり、激甚災害の指定を受けた。
H16.8.29 ～30	台風	台風 16 号により、竹原地区・上米良地区・板谷地区で一ツ瀬川が氾濫した。被害は、住家半壊 1 棟、一部破損 20 棟、床下浸水 12 棟となった。
H16.9.6 ～7	台風	台風 18 号により、八重地区山瀬谷において大規模な土砂崩れが発生し、流出した土砂により川がせき止められ、氾濫が発生した。被害は、住家全壊 1 棟、一部破損 3 棟、床上浸水 7 棟、被害額 40 億円となった。
H17.9.5 ～6	台風	台風 14 号により、板谷地区鶴瀬谷における大規模な山林崩壊をはじめ、村内全地区において住家の浸水、道路決壊、山林崩壊が発生した。被害は、住家半壊 1 棟、一部破損 4 棟、床上浸水 7 棟、被害総額 38 億円となった。



4

脆弱性評価および対応方針

4.1 評価の考え方および手順

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

ここでは、基本目標に対し、8 つの「事前に備えるべき目標」をかかげ、その目標の達成に向けて、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

リスクシナリオごとに本村の現行の防災・減災対策を整理し、リスクを避けるための対策の有無や偏り、その進捗状況等を評価することによって課題を洗い出し、対応方針を検討した。

(1) 想定する災害リスク

本村における影響の大きさ等を踏まえ、遠くない将来に発生する可能性があると予測されている南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・洪水・土砂災害等の大規模自然災害全般を想定し、脆弱性の評価を行った。

(2) 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、国基本計画および県地域計画における目標と調和を図り、以下の 8 項目の「事前に備えるべき目標」を設定した。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する



(3) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

国の基本計画及び県地域計画を参考にしつつ、対象とするリスク及び本村の特性を踏まえ、回避すべき 33 の「リスクシナリオ」を設定した。

1	直接死を最大限防ぐ	
	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	観光客等を含む帰宅困難者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	
	3-1	県・村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	
	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-3	農業施設の機能停止による農業生産活動の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
	7-1	地震に伴う住宅密集地や森林等の大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
	7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓閉、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害や土砂流入等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態



(4) 施策分野の設定

(3) で設定したリスクシナリオを回避するための対応方針を検討するにあたり、実効性の向上及び担当課の明確化という観点から、施策分野の設定を行った。

施策分野の設定にあたっては、国の基本計画及び県地域計画の設定を参考とした。

【個別施策分野】

分野	主な担当課
行政機能/警察・消防等	総務課
住宅・都市	建設課、村民課、むら創生課、教育総務課
保健医療・福祉	診療所、福祉健康課、
エネルギー・情報通信	建設課、総務課、むら創生課
交通・物流	建設課
農林水産	農林振興課、むら創生課
国土保全	建設課、総務課、農林振興課
環境	村民課

【横断的分野】

分野	該当施策
リスクコミュニケーション	防災教育、コミュニティ形成
長寿命化対策	インフラの維持管理、耐震化
広域連携	応援協定の締結、支援受け入れ体制の整備
地域活性化	農林商業関連の人材育成・確保、移住促進

4.2 脆弱性評価および対応方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「事前に備えるべき 8 つの目標」及び「横断的分野」の項目ごとに、西米良村の国土強靱化に向けて必要な取り組みを検討し、対応方針としてとりまとめた。



目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・学校施設については耐震診断では問題なかったが、一部老朽化が進んでいるため、適切な維持管理が必要である。
- ・平時の安全だけではなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等について耐震化を図る必要がある。また、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない建物施設などの危険性の高い公共施設等について、施設・土地の利活用や安全確保を検討する必要がある。
- ・大規模な地震時に建築物等の倒壊のおそれがあることから、安全対策に取り組む必要がある。

【保健医療・福祉】

- ・診療所の耐震化は対策済みであるため、更なる防災力向上のために、室内の安全対策を行う必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】

- ・公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づき、計画的かつ効率的な整備・維持管理・運営を行っている。また、より具体的な修繕計画を検討し、施設ごとの個別計画を作成する。
- ・大規模な地震による電柱の転倒や断線に備え、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化、無電柱化の実施について検討する。

【保健医療・福祉】

- ・避難訓練の実施、家具の転倒防止等、更なる防災力向上に努める。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
公共施設の耐震化	・施設ごとに耐震診断を実施しており、その結果を踏まえた個別計画を作成する。作成後は、個別計画に基づき計画的な修繕、適切な維持管理の実現を図る。	村民課
無電柱化	・大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊や断線による被害が想定される。倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けて民間事業者との情報共有及び連携体制の強化、無電柱化の実施について検討する。	建設課
医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	・診療所及び現在建設中のふたば園においては、耐震化は対策済みとなるため、避難訓練の実施、家具の固定等、さらなる地震対策を図っていく。	福祉健康課 診療所
耐震改修等を行う中小企業等への支援	・令和2年度まで商工会に対して施設整備の支援を実施してきた。今後は、これまでの支援の効果を検証し、要望に応じた支援の再開等を検討する。	むら創生課
村営住宅の修繕	・現在141戸の村営住宅を所有している。令和3年度に作成予定である、公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、継続的に施設の維持管理に取り組む。	村民課
通学路の改良	・歩行者の安全を確保するため、道路拡幅や視野の確保を行うほか、待避所の設置や歩行空間の確保・区別の実施を検討する。	建設課
学校施設の適切な維持管理	・学校施設については、小中学校ともに耐震診断に問題はなかったが、一部老朽化が進んでいる。今後の学校の在り方に関する検討も踏まえ、施設の更新や長寿命化について検討する。	教育総務課
未使用施設の再整備及び利活用の検討	・村内に複数の未使用公共施設が存在するが、どの施設も老朽化の進行が著しい。改修または解体後の活用のニーズ調査や費用対効果、計画立案など、慎重に検討する。	村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
公共施設個別計画の作成	未作成	作成（R3）



1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・人口減少・少子高齢化が進行する中で、人材不足が深刻な問題となっている。役場職員と消防団を兼務している者が多く、災害時の人員確保が困難となることが想定されるため、体制の見直しも含め、平時から防災力の強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

- ・住宅用火災警報器の設置については、村からの支給により全世帯において設置済みである。しかし、その警報器の更新時期を迎えるため更新を促進する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・災害フェーズごとの動きの確認や残った職員の動き、本部団員の動きなど、実務的な組織や防災対応の在り方を検討する。

【住宅・都市】

- ・年に1回の防災調査にて全世帯を訪問するため、それに合わせて住宅用火災警報器の更新及び防災対策を促進する。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
消防力の充実・強化	・役場職員と消防団を兼務している者が多く、災害時の人員確保が困難となることが想定されるため、体制の見直しを図る。 ・本部団員は、県の防災訓練への参加を継続的に行い、防災力の強化に努める。 ・支援団員や女性消防団員を含め、団員の確保も継続的に実施する。	総務課
住宅の火災予防対策	・全世帯に対し、村が火災警報器を購入・配布済みである。更新については住民の判断となるため、年1回全世帯を訪問する防災調査の際に、継続的に意識啓発を実施する。	総務課
救助等の拠点となる消防詰所等の整備	・消防団が、安全に消防・防災活動に従事できるようにするため、必要な資機材の整備や活動の拠点となる詰所等の整備を行う。 ・消防詰所自体が災害危険区域に指定されるなど、新たな候補地が必要となる箇所があるため、施設配置や活動体制について検討する。	総務課
災害の多様化に対応する消防資材の更新・整備	・現在は、災害や事故の経験に基づき、資機材の導入を行っているが、今後は、各種計画に基づいた計画的な車両や資機材の導入を検討する。また、多様な災害に際し、団員が安全に対応できるような機器の整備等についても検討を進める。	総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
県の防災訓練への参加回数	年1回	年1回
防災調査の実施	年1回	年1回
消防資機材の点検	—	年1回



1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
-----	---------------------------------

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・公助にも限界があるため、災害時に住民1人ひとりが適切な行動をとれるよう、平時から洪水に関する避難対策等の防災意識向上に努める必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を定めるとともに、防災行政無線やホイホイライン等の情報伝達手段を整備することにより、情報伝達体制強化の取り組みが必要である。

【国土保全】

- ・洪水ハザードマップは作成しているが、洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等が更新されているため、最新の情報で防災マップを更新し、住民へ周知する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・地域における防災訓練の実施及び参加の呼びかけを行い、防災への関心を高める。
- ・広報紙やポスター等の様々な媒体を活用した防災意識啓発活動を実施する。

【エネルギー・情報通信】

- ・地域防災計画の見直しを行い、避難情報の発令基準を更新する。

【国土保全】

- ・洪水、土砂災害、地震に関する最新の情報を反映させた防災マップを作成し、住民への周知・意識啓発を行うことで、地域の防災力向上を図る。
- ・災害危険度調査を継続的に実施し、災害危険個所の把握・早期改善及び関係機関との連携強化に努める。
- ・小丸川、一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会と連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施し、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
避難情報の的確な発令	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき、地域防災計画の見直しを図り、避難情報の的確な発令判断基準を更新する。	総務課



防災マップの作成	・更新された洪水浸水想定区域図、豪雨による土砂災害警戒区域、地震による震度分布図の最新情報を整理した防災マップを作成する。これにより避難所・避難路の検討や施設ごとの防災対策の検討など、本村の総合的な防災・減災体制の整備・充実及び村民の災害に対する防災意識向上を図る。	建設課 総務課
住民の防災意識啓発	・シェイクアウト訓練への参加呼びかけ、出水期前の広報紙への防災関連記事の掲載、啓発ポスターの配布等、住民への防災意識啓発活動を継続的に実施する。	総務課
自主防災組織等の活性化促進	・年2回の公民館長会の中で防災に関する講習会の開催を検討する。	総務課
避難行動要支援者対策の推進	・避難行動要支援者の名簿は作成済みであり、毎月開催している地域ケア会議・保健医療連携協議会における情報共有を継続的に行う。 ・最新の防災マップを基に施設ごとの防災対策を検討する。	福祉健康課 教育総務課
関係機関等と連携した災害危険箇所調査の実施	・出水期前の5月に、村内の災害危険度調査（道路防災点検も兼ねる）を実施している（村、消防団、地区、県、西都警察署、九州電力などが参加）。 ・今後も継続的に調査を実施し、災害危険箇所の把握・早期改善および関係機関との連携強化に努める。	総務課
適切な避難路の整備	・最新の防災マップを基に、適切な避難路の整備を検討する。	総務課 建設課
水防災意識社会の再構築	・小丸川、一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会と連携し、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進する。	建設課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
防災マップの作成	未更新	更新（R3）
公民館長会における 防災講習会の開催	なし	年1回（R3）
一ツ瀬川水系の河川内整備	—	1箇所（R10）
避難所・避難経路に係る 災害危険度 A ランクの解消	—	5箇所（R10）



1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の傷者の発生
-----	-------------------------------

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・公助にも限界があるため、災害時に住民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、平時から土砂災害に関する避難対策等の防災意識向上に努める必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を定めるとともに、防災行政無線やホイホイライン等の情報伝達手段を整備することにより、情報伝達体制強化の取り組みが必要である。

【国土保全】

- ・土砂災害ハザードマップは未作成であるため、作成を進め、住民への周知・意識啓発を行う必要がある。
- ・村内の多くは急峻な地形であるため、土砂災害警戒区域外に位置する避難所が少ないという課題がある。公共施設や避難所にかかる箇所を優先に、ハード対策の実施が必要である。
- ・村内には山地災害危険地区が多数あることから、県と連携し、住民への周知・意識啓発を行うとともに、危険地区の解消が必要である。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】〈再掲：1-3〉

- ・地域における防災訓練の実施及び参加の呼びかけを行い、防災への関心を高める。
- ・広報紙やポスター等の様々な媒体を活用した防災意識啓発活動を実施する。

【エネルギー・情報通信】〈再掲：1-3〉

- ・地域防災計画の見直しを行い、避難情報の発令基準を更新する。

【国土保全】

- ・洪水、土砂災害、地震に関する最新の情報を反映させた防災マップを作成し、住民への周知・意識啓発を行うことで、地域の防災力向上を図る。
- ・防災・砂防・治山事業を推進し、村土の保全に努める。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
防災・砂防・治山事業の推進	・村内全体が急峻な地形となっていることから、自然災害等により土砂崩れや山腹崩壊の危険性が高いため、放置林の解消や集落の孤立対策等、防災・砂防・治山事業を推進し、村土の保全に努める。	建設課
【再掲：1-3】防災マップの作成		建設課 総務課
【再掲：1-3】住民の防災意識啓発		総務課
【再掲：1-3】避難情報の的確な発令		総務課
【再掲：1-3】自主防災組織等の活性化促進		総務課
【再掲：1-3】避難行動要支援者対策の推進		福祉健康課 教育総務課
【再掲：1-3】関係機関等と連携した災害危険箇所調査の実施		総務課
【再掲：1-3】適切な避難路の整備		総務課 建設課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-3】防災マップの作成		
【再掲：1-3】公民館長会における防災講習会の開催		
【再掲：1-3】災害危険度 A ランクの解消		



1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	---------------------------------------

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・災害時に起こりうる様々な事態を想定した防災訓練を実施することで、災害時に臨機応変に迅速な対応ができるようにしておく必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・様々な事態に備えて、防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を進める必要がある。
- ・災害時の防災情報の取得方法やホイホイライン等の活用方法について、災害時に活用できるよう、平時から準備しておく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・役場職員をはじめ、消防団や自主防災組織、婦人会等において、災害時の対応を想定した訓練を継続的に実施し、防災力の向上を図る。

【エネルギー・情報通信】

- ・防災行政無線のデジタル化や各戸・公民館へのホイホイラインの整備等、情報伝達手段の多様化に取り組んでいる。今後も継続的に情報伝達手段の周知・啓発に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
消防救急デジタル無線の整備	・消防防災等において利用している防災行政無線のアナログ波の利用終了に伴い、新たにデジタル波による整備を行う。 ・同報系および移動系の整備を行う。	総務課
携帯電話エリア整備	・基地局の整備を進める。村が整備するものとしては3基で完了となり、残りの不感地帯は事業者（au）が整備予定である。維持管理は事業者が行う。	むら創生課
高齢者等専用住宅の整備検討	・災害時の安否確認や避難行動を考慮し、高齢者等専用住宅の整備について検討する。	村民課 福祉健康課



高齢者移動支援事業	・災害時には、高齢者等の移動手段としての活用が期待できる社会福祉協議会所有の車両（車いすの積み込みが可能）を、平時から諸条件を満たす利用者に対してタクシー代わりに使っていただくことで、利用ニーズの把握や利用者との関係構築に努める。	福祉健康課
情報伝達手段の確保・多様化	・防災行政無線のデジタル化を進めている。 ・各戸及び各公民館に設置済みのホイホイラインは、双方向性の機能を活かして防災行政無線との連携、消防団等による避難支援時の活用、安否確認及び日常利用も含めて情報提供手段の多様化に取り組んでいる。今後も継続的に情報伝達手段の周知・啓発を行う。	総務課 むら創生課
災害時に備えた防災訓練	・地域防災計画の見直しを行うことも踏まえ、役場職員の災害対応に関する防災訓練の実施を検討する。 ・現在実施している、年に1回の県と連携した防災訓練及び消防団の防災訓練を継続的に実施する。	総務課
教育施設における防災訓練の実施	・保育園、小学校及び中学校において、地震・火災・風水害の各種災害を想定した防災訓練・学習を継続的に実施する。小中学校においては、ICT教育を取り入れた防災学習を実施する。	福祉健康課 教育総務課
【再掲：1-3】避難情報の的確な発令		総務課
【再掲：1-3】自主防災組織等の活性化促進		総務課
【再掲：1-3】避難行動要支援者対策の推進		福祉健康課 教育総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
防災行政無線のデジタル化	未整備（R1）	供用開始（R2）
【再掲：1-3】公民館長会における防災講習会の開催		



目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
------	--

2 - 1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
-------	------------------------------

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・役場や診療所、各地区の公民館にて食糧・飲料水等の備蓄をしているが、長期間耐えるには十分ではないのが現状である。備蓄量や適切な管理について検討するとともに、住民に対して備蓄の実施を促進する。
- ・物資の調達については、他市町村や民間企業との連携・協定の締結等により、広域連携による体制整備を検討する必要がある。

【住宅・都市】

- ・水道施設について、重要施設の耐震化は対策済みであるため、それ以外の施設についても耐震化を進める必要がある。また、適切な維持管理を実施していく必要がある。

【保健医療・福祉】

- ・診療所は、24 時間 365 日の医療体制を確保し、救急指定診療所として告示を受けているため、救急医療に関する医療機器の整備も必要となる。

【交通・物流】

- ・災害時には救援物資等の輸送ルートの途絶や集落の孤立等が発生するおそれがある。災害時の道路啓開体制について、検討をしておく必要がある。



■ リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・ 備蓄の量・場所・管理等、適切な備蓄の在り方について検討する。
- ・ 他市町村や民間企業との連携・協定締結に向けた取り組みを検討する。

【住宅・都市】

- ・ 耐震化できていない水道施設について、計画的な対応を検討する。また、耐震化済みの施設についても適切な維持管理を行う。

【保健医療・福祉】

- ・ 平時、災害時ともに医療機能を維持するために、医療機器等の整備・更新を行う。

【交通・物流】

- ・ 道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化を図る。

■ 具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
村、各家庭における必要物資の備蓄の促進	・ 備蓄の量・場所・管理等、適切な備蓄の在り方について検討する。	総務課
応援協定の締結	・ 他市町村、建設業協会、その他関係団体及び事業者等との応援協定の締結に向けた取り組みを検討する。	総務課
支援受け入れ体制の構築	・ 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営に関する訓練の実施や県主催の研修会（年 1 回）や児湯郡主催の研修会（年 1 回）への参加を継続的に行う。 ・ 災害時の受援計画を策定する。	福祉健康課 総務課
上水道施設等の耐震化	・ 重要施設の耐震化は実施済みであり、それ以外については今後計画的に実施していく。	建設課
簡易水道統合計画に基づく水道施設の計画的な改善	・ 各地区に存在した簡易水道事業を西米良地区簡易水道事業として再編（ソフト統合）する。	建設課
水道施設の維持管理の徹底	・ 現在、簡易水道施設の維持については、週 1 回の定期巡視及びクラウド通信機能を活用した施設の遠方監視を随時行っている。大規模な事故等が発生した場合は、村内に業者が限られているため、初動及び仮復旧の体制整備を検討する。	建設課



個人水道施設に対する改修補助及び巡視員制度の検討	・所有者の高齢化等に伴い、維持管理を実施することが厳しくなっているため、異常発生時は村に対して対応依頼が行われる。しかし、本来は個人水道の維持管理は所有者が実施するものであるため、個人水道施設に対する支援体制の整備を検討する。	建設課
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	・道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られている。 ・多数の集落が孤立化した場合の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・県・建設業者等と連携した対応を検討する。	建設課
医療機器等の整備	・平時、災害時ともに医療機能を維持するために、医療機器等の整備・更新を行う。	診療所

■ 目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
受援計画の策定	—	策定（R4）
上水道施設の耐震化率	施設 57.12% 管路 38.46%	施設 100%（R10） 管路 50%（R10）
災害ボランティアに関する 防災訓練への実施回数	年 2 回	年 2 回



2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・救出・救助活動体制の強化及び適切な応急処置を実施できる村民の育成等、地区単位の防災力を向上させる必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・災害時の利用が想定される拠点施設や避難施設において、Wi-Fi 環境の整備を進める必要がある。

【交通・物流】

- ・災害時に、集落間や他の道路と連絡する村道及び林道を幹線道路の迂回路または避難路として活用できるよう、道路の整備・保全を行う必要がある。
- ・災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・年に2回の公民館長会の中で、防災講習会の開催を検討する。

【エネルギー・情報通信】

- ・避難施設や拠点施設における Wi-Fi 環境の整備を進める。

【交通・物流】

- ・村道の整備及び局部改良を進める。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
県道の改良促進	・県道（小川越野尾線）の改良促進を行う。（県と連携）	建設課
局部改良の整備促進	・狭窄部や突っ込み型の線形を解消し、走行しやすい道路環境を整備する。また、大型化する車両の通行がスムーズに行われることにより、林産物搬出の増加や観光バス等の誘致を促進する。	建設課
村道橋の修繕整備	・長寿命化計画に沿って、的確な補修を行い、住民の安全・快適な交通を確保する。	建設課
避難施設における通信整備の確保	・各地区の避難所には Wi-Fi 環境を整備済みであるため、それ以外の必要とされる施設における Wi-Fi 環境の整備を検討する。	総務課 むら創生課
県道の老朽化・防災対策	・施設修繕計画に基づき、県道の橋梁の補修を進める。 ・施設計画に基づき、県道の防災対策を進める。	県
【再掲：1-3】自主防災組織等の活性化促進		総務課
【再掲：1-3】適切な避難路の整備		総務課 建設課
【再掲：1-5】携帯電話エリア整備		むら創生課
【再掲：2-1】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備		建設課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-3】公民館長会における防災講習会の開催		



2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携強化に努める必要がある。
- ・耐震化されていない、または災害危険区域に指定されている消防詰所もあるため、施設配置や設備について検討する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・他市町村、警察、自衛隊、建設業協会及びその他関係団体との連携強化を図るために、応援協定の締結に向けた取り組みを検討する。
- ・消防詰所の施設配置や活動体制等の在り方を検討のうえ、資機材や活動拠点の整備を検討する。
- ・継続的に団員の確保に努めるとともに、体制の見直しを図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
連携体制の構築	・災害時における警察、自衛隊及び他市町村等との連携強化に向けた取り組みを検討する。	総務課
【再掲：1-2】救助等の拠点となる消防詰所等の整備		総務課
【再掲：1-2】災害の多様化に対応する消防資材の更新・整備		総務課
【再掲：1-2】消防力の充実・強化		総務課
【再掲：1-5】災害時に備えた防災訓練		総務課
【再掲：2-1】支援受け入れ体制の構築		福祉健康課 総務課
【再掲：2-1】応援協定の締結		総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-2】県の防災訓練への参加回数		
【再掲：1-2】消防資機材の点検		
【再掲：2-1】受援計画の策定		
【再掲：2-1】災害ボランティアに関する防災訓練への実施回数		



2-4 観光客等を含む帰宅困難者の発生

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・村内での帰宅困難者としては、大都市圏と異なり、道路の通行制限に伴う観光客や国道 219 号の通行者が想定される。それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】

- ・一時滞在施設を位置付け、帰宅困難者の受入体制整備について検討する。
- ・観光客等の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなどの危機管理対策を検討する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
一時滞在施設の確保	・カリコボーズの宿やゆたーとを一時滞在施設として位置付けることを検討する。	総務課 むら創生課
旅行者等への防災対策	・観光客等の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなどの危機管理対策を検討する。	むら創生課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
観光施設における観光客への防災情報周知ツールの設置率	—	100%（R7）



2 - 5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-------	--

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、建築物の耐震化を促進する必要がある。

【保健医療・福祉】

- ・診療所及び現在建設中のふたば園においては、耐震化は対策済みとなるため、更なる防災力向上のために、室内の安全対策を行う必要がある。
- ・医師の確保、医療機器等の整備を行うとともに受入れ体制の構築を検討する必要がある。

【交通・物流】

- ・災害時の道路啓開は、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】

- ・県における緊急輸送道路の指定状況に応じて、耐震改修促進法に基づき耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。

【保健医療・福祉】

- ・診療所及び現在建設中のふたば園においては、耐震化は対策済みとなるため、避難訓練の実施や室内の安全対策等、更なる地震対策を行う。
- ・臨床研修医の実習受入れを行うなど、人材ネットワークの構築に努める。
- ・訓練の実施及び参加を積極的に行い、防災力の向上を図る。

【交通・物流】〈再掲：2-1〉

- ・道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化を図る。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	・診療所及び現在建設中のふたば園においては、耐震化は対策済みとなるため、避難訓練の実施、室内の安全対策等、更なる地震対策の実施に努める。	福祉健康課 診療所
災害時の医療体制整備	・県主催の EMIS 入力訓練（年 2 回）に継続的に参加することで、災害時の医療体制強化を図る。	診療所 総務課
赤十字の取り組み	・社会福祉協議会を中心に、年 1 回の炊き出し訓練や AED 講習への参加、他市町村における災害現場への派遣、住民への意識啓発等について継続的に取り組む。	福祉健康課
医師住宅の整備	・所長住宅は平成 24 年の建築であるが、派遣医の住宅は平成 4 年建築であり、老朽化している。派遣元である県からの要望もあるため、派遣医に対する住環境の整備を検討する。	診療所
医療体制の確保	・看護師の確保が喫緊の課題となっているため、早急な人員確保に取り組む。	診療所
関係機関との連携及び情報交換	・高齢者の個別ケース、各種健診及び予防接種等の状況について、医師や看護師等の専門職を中心に福祉健康課と社会福祉協議会にて情報共有・協議する場を月に 1 回以上設けている。これらの活動を継続的に行い、災害時の要配慮者への円滑な支援の実現を図る。	診療所 福祉健康課
沿道建築物の耐震化	・沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。	建設課 村民課
村有施設利用者等の安全対策	・診療所では、避難訓練のマニュアルを作成しており、年 2 回の訓練を継続的に実施する。 ・今後、施設ごとの災害対応マニュアルの整備を検討する。	診療所 総務課 むら創生課
【再掲：2-1】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備		建設課
【再掲：2-1】医療機器等の整備		診療所
【再掲：2-1】支援受け入れ体制の構築		福祉健康課 総務課



■ 目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
県主催の EMIS 入力訓練への参加	年 2 回	年 2 回
副所長住宅のリフォーム	—	実施 (R3)
診療所における人員の確保	看護師 10 名	看護師 11 名
診療所における避難訓練の実施	年 2 回	年 2 回
【再掲：2-1】災害ボランティアに関する防災訓練への実施回数		
【再掲：2-5】受援計画の策定		



2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・災害時は平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが困難になるおそれがあることから、近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。

【住宅・都市】

- ・下水道施設の耐震、合併浄化槽の普及、前処理施設の維持管理、被災時における下水道機能の継続及び早期回復等、下水道関連施設の強化・維持管理を実施していく必要がある。

【保健医療・福祉】

- ・避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し、感染症の発生を防止する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・県内及び近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を検討する。

【住宅・都市】

- ・下水道ストックマネジメント詳細計画を作成し、下水道の適切な維持管理を行う。

【保健医療・福祉】

- ・疾病の感染、発病、重症化、蔓延を予防するために、情報の共有や日常的な予防接種を行う。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
避難所等における感染症の発生・蔓延防止対策	・月1回感染対策委員会を開催し、村内の状況や県からの通知等を共有している。また、年2回感染症に関する勉強会を開催している。今後もこれらの活動を継続的に行う。	診療所 福祉健康課
予防接種	・疾病の感染、発病、重症化、蔓延を予防するために、日常的に予防接種を行う。	福祉健康課



西米良村浄化槽設備整備事業補助金交付制度による、合併浄化槽の普及	・生活環境の改善・生活排水による河川汚濁防止・水環境の保全を目的として、村内に住民登録がある者について、村内の住宅に新たに合併浄化槽を設置する際に、補助金を交付している。	村民課
前処理施設の維持管理の徹底	・し尿処理については、平成 22 年度に西米良村浄化センター内にし尿前処理施設を整備し、下水道の処理水を再利用した形で処理センターへ流入させ、下水道と共同処理を行っており、今後も適正管理、安定運営に努める。	建設課
下水道処理施設の維持管理の徹底と計画的な安定運営	・本村における汚水処理施設の維持管理は村内業者に委託して実施している。また、下水道施設についても、簡易水道施設と同様にクラウドによる遠方監視を随時実施しており、異常発生等については迅速に対応できる体制を構築することで、継続的な維持管理に努める。	建設課
広域火葬体制の構築	・大規模災害により、本村火葬場の火葬能力が不足する事態を想定し、県内及び近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を検討する。	村民課
下水道ストックマネジメント詳細計画	・下水道ストックマネジメント詳細計画を作成し、下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理の実現を図る。	建設課
下水道施設の災害対策	・下水道施設の耐震対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保に努める。また、被災時における下水道機能の維持・早期回復が図られるよう、下水道 BCP に基づく訓練の実施を検討する。 ・下水道による浸水被害を予防するため、総合的な浸水対策の促進を検討する。	建設課

■ 目標値

評価指標 (KPI)	現状値	目標値
浄化槽普及率	71.92% (R2)	73.56% (R7)
下水道ストックマネジメント 詳細計画の作成	—	作成 (R4)

**2-7 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態****■脆弱性評価****【行政機能/警察・消防等】**

- ・避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のため、避難所運営マニュアル及び施設ごとの災害時対応マニュアルを整備し、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に係るための取り組みを行う必要がある。
- ・災害による避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から村民の命を守るため、避難所施設の耐震化・老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針**【行政機能/警察・消防等】**

- ・被災者の生活支援として、様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針（内閣府）」、「避難所運営ガイドライン（内閣府）」等を参考に、避難所運営マニュアルの作成を検討する。
- ・避難所として指定する施設は、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策及び機能強化を検討する。
- ・避難施設における Wi-Fi 環境の整備を検討する。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
避難所における生活環境の改善	・被災者の生活支援として、様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針（内閣府）」、「避難所運営ガイドライン（内閣府）」等を参考に、避難所運営マニュアルの作成を検討する。	総務課 村民課 福祉健康課
避難所の耐震化・機能強化	・避難所として指定する施設は、施設管理者の協力の下、施設の耐震化、老朽化対策及び機能強化を検討する。	総務課
【再掲：2-2】避難施設における通信整備の確保		総務課 むら創生課
【再掲：2-2】村有施設利用者等の安全対策		診療所 総務課 むら創生課
【再掲：2-6】避難所等における感染症の発生・蔓延防止対策		診療所 福祉健康課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：2-5】診療所における避難訓練の実施		



目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 県・村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・集落センター、水道施設及び消防詰所において非常用電源の確保対策をしているが、より一層の充実を図る必要がある。
- ・災害発生時の迅速な初動体制の確立に向け、体制の見直し、訓練及び研修等を通じて、活動体制、配備・動員体制について、すべての職員の周知徹底を図っていく必要がある。
- ・作成済みの BCP に基づき、災害時における各業務の優先度整理、業務継続体制及び職員配置等を確立していく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・集落センターへの非常用電源の整備、水道施設の稼働対策、消防詰所ごとの発電機及び燃料の備蓄を実施している。今後は適切な管理を行う。
- ・大規模災害時の円滑な応急活動のために、防災訓練の実施や職員研修の充実を図るなど、職員の災害対応能力の向上に努める。
- ・職員や地域の状況に応じて、適宜 BCP の見直しを行い、より充実した体制の構築に努める。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
非常用電源の確保	・集落センターへの非常用電源の整備、水道施設の稼働対策、消防詰所ごとの発電機及び燃料の備蓄を実施している。今後は適切な管理を行う。	建設課 総務課 村民課
BCPに基づく業務継続体制の構築	・職員や地域の状況に応じて、適宜 BCP の見直しを行い、より充実した体制の構築に努める。	総務課
職員研修の充実	・災害時に迅速に対応できるよう、防災に関する研修や訓練を実施し、防災力の向上に努める。	総務課
基金の積み増し等による将来負担軽減のための財源確保	・災害対応の財源として、防災や減災等に対応するための財源確保について検討する（目的基金創設、財政調整基金等）。	総務課
【再掲：1-2】消防力の充実・強化		総務課
【再掲：1-5】災害時に備えた防災訓練		総務課
【再掲：2-1】支援受け入れ体制の構築		福祉健康課 総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
避難所における非常用電源の稼働時間	1 時間	1 日
【再掲：1-2】県の防災訓練への参加回数		
【再掲：1-2】消防資機材の点検		
【再掲：2-1】災害ボランティアに関する防災訓練への実施回数		
【再掲：2-1】受援計画の策定		



目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・災害時に必要不可欠な情報通信機能を確保するため、情報通信手段の多様化を進める必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：1-1〉

- ・大規模な地震による電柱の転倒や断線に備え、転倒した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有、連携体制の強化及び無電柱化の実施について検討する。

【エネルギー・情報通信】〈再掲：1-5〉

- ・防災行政無線のデジタル化や各戸・公民館へのホイホイラインの整備等、情報伝達手段の多様化に取り組んでいる。今後も継続的に情報伝達手段の周知・啓発に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
防災拠点における無線 LAN 環境整備	・防災拠点となる役場庁舎における Wi-Fi 環境の整備を検討する。	総務課
【再掲：1-1】無電柱化		建設課
【再掲：1-5】情報伝達手段の確保・多様化		総務課 むら創生課
【再掲：3-1】非常用電源の確保		建設課 総務課 村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-5】防災行政無線のデジタル化		
【再掲：3-1】避難所における非常用電源の稼働時間		



4 - 2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）
-------	---

■脆弱性評価

【エネルギー・情報通信】

- ・災害時に、住民への情報伝達及び県・民間事業者等への応援要請等の対応が遅れることを防ぐために、情報伝達手段の多様化を進める必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【エネルギー・情報通信】〈再掲：1-5〉

- ・防災行政無線のデジタル化や各戸・公民館へのホイホイラインの整備等、情報伝達手段の多様化に取り組んでいる。今後も継続的に情報伝達手段の周知・啓発に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
放送事業者・通信事業者における災害対策	・応援協定の締結により、災害時の連携体制の整備を検討する。 ・「次期宮崎情報ハイウェイ」について、被災想定箇所における光ファイバー区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を図る。	総務課 むら創生課
IP 告知端末の整備	・光ファイバー網を利用して、ホイホイラインを整備する。	むら創生課
高速ブロードバンドの整備	・平成 25 年度に完成した西米良村光ファイバー網と次期宮崎情報ハイウェイを利用したインターネット施設を整備	むら創生課
魅力ある施設づくり	・地形や特色を活かした観光地づくりの推進を図るために、道路整備や Wi-Fi の設置、多言語看板の設置等に取り組む。	むら創生課
緊急通報システムサスケ	・緊急時の通報システムを活用して、高齢者等の緊急事態に対して柔軟に対応できるよう努める。	福祉健康課
【再掲：1-5】消防救急デジタル無線の整備		総務課
【再掲：1-5】情報伝達手段の確保・多様化		総務課 むら創生課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-5】防災行政無線のデジタル化		



目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

■脆弱性評価

【交通・物流】

- ・ 救援物資等の輸送路となる道路が寸断された場合、ガソリンスタンドへのエネルギー供給が停止し、復旧活動等に支障が生じるおそれがあるため、早期の道路啓開活動が必要である。

■リスクシナリオごとの対応方針

【交通・物流】〈再掲：2-1〉

- ・ 道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化を図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-1】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備		建設課



5-2 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、建築物の耐震化を促進する必要がある。

【交通・物流】

- ・災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う道路の整備促進を図る必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：2-5〉

- ・県における緊急輸送道路の指定状況に応じて、耐震改修促進法に基づき耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。

【交通・物流】

- ・広域ネットワークを形成する国道 219 号、国道 265 号などについて整備を促進する。
- ・道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化を図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
国道 219 号、265 号の改良促進	・広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に、支援物資、救助部隊、DMAT 等の支援活動チーム、復旧要員や資機材を送り込むため、又は広域避難や重症患者の搬送ルート確保のため、その軸となる代替性の高い国道 219 号、265 号の整備を促進する。〈国、県と連携〉	建設課
国道の老朽化・防災対策	・施設修繕計画に基づき、国道の橋梁、トンネル等の補修を進める。 ・施設計画に基づき、国道の防災対策を進める。	県
【再掲：1-1】無電柱化		建設課
【再掲：2-1】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備		建設課
【再掲：2-5】沿道建築物の耐震化		建設課 村民課



■ 目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
国道 219 号、265 号の改良率	48.7%（H31.4.1 現在） ※車道幅員 5.5m 以上	未改良区間の 整備促進
橋梁老朽化対策進捗率	95%	100%
トンネル老朽化対策進捗率	50%	100%
防災対策件数	—	17 件



5-3 農業施設の機能停止による農業生産活動の停滞

■脆弱性評価

【農林水産】

- ・本村の基幹産業である農業施設の被害の軽減に向け、農地や農業用施設の被害防止軽減を図る必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【農林水産】

- ・農地や農業施設の被害防止軽減に向け、基幹的な農業施設の耐震化・強化を図る。
- ・被災した際の速やかな復旧・営農再開に向け、関係機関と連携の元、産地体制の整備に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
農業施設等の強靱化対策	・既設のハウスを補強し、台風災害等に強い農業施設の整備を支援する。	農林振興課
小規模災害復旧事業	・農地・農道・作業道等が被災した際に、早急な復旧と精算・経営体制の安定化を支援する。	農林振興課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
ハウス強靱化対策	53%（H30）	90%（R10）



目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
------	---

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
-----	--

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・大規模な地震時には、建築物や電柱等が倒壊することによる道路の寸断が想定されるため、沿道施設の安全対策に取り組む必要がある。

【エネルギー・情報通信】

- ・電力供給が停止する事態に備え、役場や消防等の機能を維持するために必要なエネルギーの確保に努める必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：1-1〉

- ・大規模な地震による電柱の転倒や断線に備え、転倒した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化、無電柱化の実施について検討する。

【エネルギー・情報通信】〈再掲：3-1〉

- ・集落センターへの非常用電源の整備、水道施設の稼働対策、消防詰所ごとの発電機及び燃料の備蓄を実施している。今後は適切な管理を行う。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：1-1】無電柱化		建設課
【再掲：3-1】非常用電源の確保		建設課 総務課 村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：3-1】避難所における非常用発電の稼働時間		



6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・上水道が供給停止となる事態を防ぐため、上水道施設に関する耐震化及び適切な維持管理を実施する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：2-1〉

- ・耐震化できていない水道施設について、計画的な対応を検討する。また、耐震化済みの施設についても適切な維持管理を行う。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-1】上水道施設等の耐震化		建設課
【再掲：2-1】簡易水道統合計画に基づく水道施設の計画的な改善		建設課
【再掲：2-1】水道施設の維持管理の徹底		建設課
【再掲：2-1】個人水道施設に対する改修補助及び巡視員制度の検討		建設課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：2-1】上下水道施設の耐震化		



6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・下水道施設の耐震、合併浄化槽の普及、前処理施設の維持管理、被災時における下水道機能の継続及び早期回復等、下水道関連施設の強化・維持管理を実施していく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：2-6〉

- ・下水道ストックマネジメント詳細計画を作成し、下水道の適切な維持管理を行う。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-6】下水道ストックマネジメント詳細計画		建設課
【再掲：2-6】下水道処理施設の維持管理の徹底と計画的な安定運営		建設課
【再掲：2-6】下水道施設の災害対策		建設課
【再掲：2-6】前処理施設の維持管理の徹底		建設課
【再掲：2-6】西米良村浄化槽設備整備事業補助金交付制度による、合併浄化槽の普及		村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：2-6】浄化槽普及率		
【再掲：2-6】下水道ストックマネジメント詳細計画作成		



6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・大規模な地震時に建築物等の倒壊のおそれがあることから、安全対策に取り組む必要がある。

【交通・物流】

- ・災害時に、集落間や他の道路と連絡する村道及び林道を幹線道路の迂回路または避難路として活用できるよう、道路の整備・保全を行う必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：1-1〉

- ・大規模な地震による電柱の倒壊や断線に備え、転倒した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化、無電柱化の実施について検討する。

【交通・物流】

- ・村内道路及び林道の整備促進を行うとともに、損傷個所の修繕等、計画的な整備・維持管理に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
村内道路の路面修繕整備促進	・舗装の経年劣化や落石による路面損傷が多く見られるため、修繕を計画的に行い、地域住民の利便性と福祉の向上につなげるとともに、観光道路としても安心して案内できるよう努める。	建設課
村内道路の防災工事の整備促進	・既設法面保護工の老朽化による剥離や落石を予防し、地域住民の安全安心な交通を維持するとともに、林産物の搬出や特産品の流通を促進する。また、要支援者が要介護者へと進行し、通院患者や高齢ドライバー等の安全を確保することにより、地域住民の利便性と福祉の向上を図る。	建設課
村内林道の開設促進	・通常時の利便性向上や災害発生時等の緊急搬送、観光客の増大、森林資源の有効活用など、村内バイパスの整備や適正な森林管理という観点から、開設を進める。	建設課



村内林道の舗装整備促進	・現在、開通を目指して施工を進めている長谷・児原線において、開設が終了した箇所について、大雨等による路面浸食があり、車が通行する際の支障となっているため、舗装整備を行い、通行時安全を確保する。	建設課
林道舗装整備事業	・経年劣化や林業生産物運搬による損傷により、舗装整備が必要となってきた。登山や紅葉シーズンに観光道路でもある林道舗装整備を進める。	建設課
林道改良整備事業	・村内林道において、経年劣化、大雨等により安全な利用困難や林産物の搬出において既設道幅が狭く通行困難な箇所があるため、改良を行い、林道利用の安全確保を図る。	建設課
【再掲：1-1】無電柱化		建設課
【再掲：2-2】県道の改良促進		建設課
【再掲：2-2】局部改良の整備促進		建設課
【再掲：2-2】村道橋の修繕整備		建設課
【再掲：2-5】沿道建築物の耐震化		建設課 村民課

■ 目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
村道の舗装率	23.7%（H30）	25.0%（R7）
林道の舗装率	44.3%（H30）	46.1%（R7）



目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う住宅密集地や森林等の大規模火災の発生

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・消防用自動車、ポンプ、消防施設及び設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

- ・建物の倒壊による火災の被害を発生させないために、公共施設及び住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・消防活動のための車両や資機材等の適切な維持管理を行う。
- ・消防詰所の配置及び活動体制の整備について、実態に即した見直しを検討する。

【住宅・都市】

- ・公共施設に関する個別計画及び耐震化促進計画に基づき、公共施設及び建築物の耐震化を推進する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：1-1】公共施設の耐震化		村民課
【再掲：1-1】村営住宅の修繕		村民課
【再掲：1-2】災害の多様化に対応する消防資材の更新・整備		総務課
【再掲：1-2】救助等の拠点となる消防詰所等の整備		総務課
【再掲：1-2】消防力の充実・強化		総務課
【再掲：1-2】住宅の火災予防対策		総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-1】公共施設個別計画の作成		
【再掲：1-2】県の防災訓練への参加回数		
【再掲：1-2】消防資機材の点検		
【再掲：1-2】防災調査の実施		



7-2 沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺

■脆弱性評価

【住宅・都市】【交通・物流】

- ・建物の倒壊により、救援物資等の輸送ルートの途絶や集落の孤立等が発生するおそれがあることから、沿道建築物の耐震化や災害時の道路啓開体制整備に取り組む必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】〈再掲：2-5〉

- ・県における緊急輸送道路の指定状況に応じて、耐震改修促進法に基づき耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。

【交通・物流】〈再掲：2-1〉

- ・道路啓開については、地元業者が路線ごとに割り振られているため、県・建設業者と連携し、体制の強化を図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-1】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備		建設課
【再掲：2-5】沿道建築物の耐震化		建設課 村民課



7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	----------------------------

■脆弱性評価

【国土保全】

- ・災害時にダム機能が保持されるよう、平時からダム湖の保全を図っていく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【国土保全】

- ・一ツ瀬川の濁水軽減を図るため、森林の適正な整備・保全を図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
森林整備事業	・未植栽地の拡大防止のため、伐採後の再造林を推進する。	農林振興課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
再造林率	90%	90%（現状維持）



7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
-----	-------------------

■脆弱性評価

【農林水産】

- ・被害面積及び被害金額については減少傾向にあるが、有害捕獲数からも依然として多くのイノシシ、シカ、サルが生息していると考えられ、農林作物への被害も依然として生じている。適正な維持管理に向けて、有害鳥獣被害対策を検討する必要がある。

【国土保全】

- ・国土保全機能（土砂災害防止や洪水緩和等）が損なわれないよう、農地・森林の適正な保全・維持管理を進める必要がある。
- ・過疎化・高齢化の進行が顕著であり、農地・森林の適切な管理が困難な状態となっているため、地域住民や民間企業等の参画を得ながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・村内全体が急峻な地形となっており、自然災害等により土砂災害が発生する危険性が高いため、県と連携し、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【農林水産】

- ・民有林の有効活用推進や林内路網整備及び人材育成等の林業基盤整備を推進する。
- ・鳥獣被害防止計画に基づき、被害の防止に努める。

【国土保全】

- ・民有林の有効活用推進や林内路網整備及び人材育成等の林業基盤整備を推進する。
- ・過疎化・高齢化の進行および鳥獣被害の発生等に対し、中山間地域等直接支払制度等を活用した地域の活性化や有害鳥獣被害防止対策等を行う。
- ・放置林の解消や集落の孤立対策等、防災・砂防・治山事業を推進し、村土の保全に努める。



■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
民有林の有効活用	・管理できなくなった個人所有のものを村に委託し、民間企業のCSR等による有効活用を図る取り組みを進める。	農林振興課
林地の保全	・治山堰堤等の林地保全事業について、県と連携して取り組む。	建設課
計画的な森林整備の推進	・市町村森林整備計画に基づき、各種の補助事業を活用し、実効性のある施策、体制づくり、及び新たな森林・林業の生産基盤整備を推進する。	農林振興課
林業基盤整備と後継者の育成	・林内路網の整備、林業後継者の育成及び林業研究グループへの運営・活動支援等の林業基盤整備を推進する。	農林振興課
有害鳥獣被害防止対策	・更なる取組強化を図るため、捕獲従事者の確保、野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成、加害群・個体の実態把握に努める。	農林振興課
【再掲：1-4】防災・砂防・治山事業の推進		建設課
【再掲：7-3】森林整備事業		農林振興課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
間伐事業面積	1 4 2 ha（H28）	1 0 0 ha（R10）
市町村森林経営管理面積	0 ha	4 ha
【再掲：7-3】再造林率		



7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

■脆弱性評価

【エネルギー・情報通信】

- ・災害発生時において、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【エネルギー・情報通信】

- ・災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
災害発生時の情報発信	・災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討する。 ・被害状況（施設、道路等）に関する迅速な情報収集手段について検討する。	総務課
観光客誘致対策	・県や観光事業者等と協力して、災害等に関する正確な情報を収集する体制整備を検討する。	むら創生課



目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■脆弱性評価

【環境】

- ・災害廃棄物の仮置き場、集積場所の確保について、事業者等と調整を図る必要がある。
- ・災害時に大量発生することが想定される災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向け、県、他市町村及び事業者等と連携を強化する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【環境】

- ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の災害廃棄物処理に関する体制整備を行う。
- ・平時から、災害廃棄物の仮置き場及び搬入経路の確保に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
災害廃棄物処理計画の策定及び仮置き場所等候補地の選定	・災害廃棄物処理計画は策定済みであるため、適宜見直しを行い、災害廃棄物の処理体制強化に努める。	村民課



8 - 2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-------	--

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。
- ・大規模災害発生時には村内の物資および人材等が不足することが想定されるため、県、他市町村及び事業者等と連携した広域的な対策を円滑に実施できる体制を整備しておく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・他市町村、建設業協会、その他関係団体及び事業者等との応援協定の締結に向けた取り組みを検討する。
- ・多様な手段で、建設業及び農林業等、分野を問わず復興を担う人材の育成・確保に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-1】応援協定の締結		総務課



8-3 広域・長期にわたる浸水被害や土砂流入等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■脆弱性評価

【国土保全】

- ・広域にわたる浸水被害・土砂災害の発生が想定されるため、それを防ぐための対策が必要である。
- ・村内の多くは急峻な地形であるため、土砂災害警戒区域外に位置する避難所が少ないという課題がある。公共施設や避難所にかかる箇所を優先に、ハード対策の実施が必要である。
- ・災害時にダム機能が保持されるよう、平時からダム湖の保全を図っていく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【国土保全】〈再掲：1-3、1-4、7-3〉

- ・小丸川、一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会と連携し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施し、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進する。
- ・防災・砂防・治山事業を推進し、村土の保全に努める。
- ・一ツ瀬川の濁水軽減を図るため、森林の適正な整備・保全を図る。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：1-3】水防災意識社会の再構築		建設課
【再掲：1-4】防災・砂防・治山事業の推進		建設課
【再掲：7-3】森林整備事業		農林振興課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-3】一ツ瀬川水系の河川内整備		
【再掲：7-3】再造林率		



8 - 4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-------	---

■脆弱性評価

【住宅・都市】

- ・災害発生時に、文化財に関する被災状況等を迅速に把握・共有できるよう、体制の強化を図る必要がある。
- ・本村にとって文化財の喪失は地域コミュニティの崩壊に繋がりがねないため、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【住宅・都市】

- ・文化財の保護・整備及び文化財マップの作成等、復旧・復興時の対策強化に努める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
村、小川両歴史民俗資料館の資料整備等	・本村において文化財は貴重な存在であり、地域コミュニティに直結する。地域コミュニティの崩壊を防ぐためにも、文化財の保護・管理、文化財マップの作成等に努める。	教育総務課



8 - 5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-------	--

■脆弱性評価

【国土保全】

- ・災害後の円滑な復旧・復興のためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。
- ・新規の村営住宅や災害時の応急仮設住宅等の建設用地として見込める土地を整理しておく必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【国土保全】

- ・現在も地籍調査は実施中であるため、継続して調査を行い、迅速な復旧作業に備える。
- ・村内外の住民の意向を踏まえ、各地区公民館と連携して用地交渉を進める。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
地籍調査	・現在も調査を実施中であり、進捗率 100%に向けて引き続き調査を進める。	農林振興課
宅地整備を行うための適地検討及び宅地の造成	・新規村営住宅、災害時の応急仮設住宅の建設用地として、見込める土地のリスト化を行う。 ・村内外の住民の動向を含め、各地区公民館と連携して用地交渉を進めていく。	村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
地籍調査の進捗率	83.5%（H30）	100%（R6）



8 - 6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
-------	---------------------------------------

■脆弱性評価

【行政機能/警察・消防等】

- ・罹災証明発行の遅れは、被災者の生活再建の遅れにつながるため、県と連携して発行体制の整備を進める必要がある。

【住宅・都市】

- ・災害時の応急仮設住宅や新規住宅等を建設する際、土地の確保に時間を要すると生活再建の遅れにつながるため、候補地の選定を検討する必要がある。

■リスクシナリオごとの対応方針

【行政機能/警察・消防等】

- ・応急仮設住宅の供給候補地としては、未使用施設の活用を検討する。
- ・新規住宅供給地については、未使用施設の土地活用を含め、候補地を検討する。

【住宅・都市】

- ・仮設住宅や新規住宅等の建設が可能な土地を調査し、災害時の利活用を検討する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
罹災証明交付体制の整備	・罹災証明発行に関して、体制の整備や県内外からの応援受入れについて検討する。	総務課
応急仮設住宅供給体制の整備	・越野尾地区と横野地区の廃校グラウンドを仮設住宅の供給候補地としているため、発災時を想定した対応体制の整備を検討する。	村民課
新たな若者定住住宅の整備	・新たな若者向けの専用住宅整備を検討するにあたり、建設地の選定を検討する。また、現状の住宅制度の見直しを検討する。	村民課
【再掲：8-5】宅地整備を行うための適地検討及び宅地の造成		村民課



横断的分野

(1) リスクコミュニケーション

■脆弱性評価

- ・地域の防災力向上に取り組むにあたり、小中学生を対象として防災教育を行い、幼少期からの防災知識の普及を図る必要がある。
- ・災害時に円滑な連携体制がとれるよう、平時から良好なコミュニティ形成に取り組み、地域内で連携した防災対策に取り組む必要がある。

■対応方針

- ・小中学校における防災教育を継続的に実施していく。
- ・役場、消防団、診療所及び小学校等における防災訓練や自主防災組織の活性化などを通じて、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができるよう、平時から防災を意識した行動に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
防災士の育成	・自主防災組織と連携を図りながら、地域の防災リーダーを育成するための取り組みを推進する。	総務課
【再掲：1-3】 自主防災組織等の活性化促進		総務課
【再掲：1-5】 教育施設における防災訓練の実施		教育総務課 福祉健康課
【再掲：1-5】 災害時に備えた防災訓練		総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
各地区における防災士の数	0	1名以上（R4）
【再掲：1-3】 公民館長会における防災講習会の開催		



(2) 長寿命化対策

■脆弱性評価

- ・村内の建物系施設及びインフラ施設の約半数が建築後 30 年以上経過しており、今後さらに多くの公共施設等が改修・更新時期を迎えるため、計画的な維持管理を行う必要がある。
- ・村内には昭和 56 年以前の旧耐震基準建物系施設が半数近くを占めているため、公共施設及び住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

■対応方針

- ・施設の目的、ニーズ、人口及び財政規模等を考慮した最適な量と質の確保の観点から、適正配置・維持管理を行う。
- ・道路、橋梁、上水道・下水道施設及び農業集落排水施設等のインフラ施設は、長寿命化計画やマネジメント計画等の策定を行い、これに基づく点検、修繕及び更新等、計画的な維持管理を着実に推進し、必要な機能の維持とライフサイクルコストの削減を図る。
- ・耐震化促進計画に基づき、継続して住宅・建築物の耐震化を促進する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：1-1】公共施設の耐震化		村民課
【再掲：2-1】上水道施設等の耐震化		建設課
【再掲：2-5】沿道建築物の耐震化		建設課 村民課
【再掲：2-6】下水道ストックマネジメント詳細計画		建設課
【再掲：2-6】下水道施設の災害対策		建設課
【再掲：2-7】避難所の耐震化・機能強化		総務課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：1-1】公共施設個別計画の作成		
【再掲：2-1】上水道施設の耐震化率		
【再掲：2-6】下水道ストックマネジメント詳細計画の作成		



(3)	広域連携
-----	------

■脆弱性評価

- ・災害時には物資・人員の確保及び損傷個所の復旧作業等、村内では対応しきれない事態が発生することが想定されるため、県、他市町村及び民間企業等との連携を強化する必要がある。
- ・外部からの支援を受けれる際に、受入れ側が的確な指示を出せるよう、受援計画を作成するなど、受け入れ体制を整備する必要がある。

■対応方針

- ・大規模災害時には、人的・物的資源が不足することが想定されるため、平時から県、他市町村及び民間企業等との連携強化・協定の締結に向けた取り組みを推進する。
- ・外部からの支援を受け入れる事態に備え、支援の円滑な受け入れに向けた受援計画の策定や活動拠点の整備等を検討する。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
【再掲：2-1】応援協定の締結		総務課
【再掲：2-1】支援受け入れの構築		総務課 福祉健康課
【再掲：2-6】広域火葬体制の構築		村民課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
【再掲：2-1】受援計画の策定		
【再掲：2-1】災害ボランティアに関する防災訓練の実施回数		



(4)	地域活性化
-----	-------

■脆弱性評価

- ・地域防災力の維持・向上のためにも、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけることが重要であり、地方創生に向けた様々な施策を推進していく必要がある。

■対応方針

- ・必要な生活基盤の整備をはじめ、子育て支援対策や企業誘致等の推進を図り、人口減少の抑制や地域防災力の維持・向上に努める。
- ・空き家や未使用施設等を有効活用し、サテライトオフィスの誘致や地域コミュニティの拠点としての利用を検討する。
- ・平時における地域づくりをはじめ、災害直後の救助、救援、被災者対応及び復旧・復興等に関わる人材の育成・確保に取り組む。

■具体的な施策・事業

施策名称	概要	担当課
中山間地域の振興・地域コミュニティの活性化	・過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われる恐れがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取り組みを検討する。	農林振興課
商工業後継者の育成	・後継者となりうる U・I ターンを増やすための受け入れ体制、環境づくり、新たな支援制度を検討する。 ・西米良村商工業振興事業補助金のうち商業基盤支援事業が平成 31 年度で終了となるため、新たな支援事業を検討する。 ・村内の商工業後継者等の相互扶助やコミュニティ形成のため、異業種交流の場を設ける。 ・企業支援事業として、施設建設費や新たな雇用に対する助成・税金減免の支援を継続して行う。	むら創生課
桃源郷づくり	・都会にはない西米良村の良さを大切に村づくりを推進する。 ・各地区における取り組みに対し、コミュニティ助成事業などを活用した各地区運営の支援を継続して行う。	むら創生課



移住・定住対策	・移住・定住のきっかけづくりとして、ワーキングホリデー事業や米良バイト事業を継続して行う。 ・個人で住宅を建築した場合に、祝金を交付する。 ・空き家の利活用を推進するため、改修等に係る費用の助成を継続して行う。	むら創生課
農林業後継者の確保と育成	・農林業後継者就農定着促進振興奨励金や林業後継者育英資金の貸付などの制度により、人材の確保に努める。	農林振興課
【再掲：1-1】未使用施設の再整備及び利活用の検討		村民課
【再掲：1-2】消防力の充実・強化		総務課
【再掲：2-5】医療体制の確保		診療所
【再掲：7-4】林業基盤整備と後継者の育成		農林振興課

■目標値

評価指標（KPI）	現状値	目標値
農林業就業奨励金受給者	14 名（H30）	19 名（R10）
【再掲：1-2】県の防災訓練への参加回数		
【再掲：1-2】消防資機材の点検		
【再掲：2-5】診療所における人員の確保		



5

重点化プログラム

5.1 重点化プログラムの考え方および設定方法

国の基本計画では、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるために、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、45のプログラムのうち、15のプログラムを重点化プログラムとして設定している。

本計画で設定した33のプログラム（リスクシナリオ）は、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、本村の地域特性や災害リスクを勘案して設定したものである。

よって、33のプログラム全てが取り組むべき重要な施策であるが、その中でも今後重点的に取り組むべき15のプログラムを以下の視点より設定した。

この重点化したプログラムについては、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、目標の更なる早期達成や高度化などを含め、特に取り組みの推進に努めるものとする。

◆重点化の考え方

【重点化プログラム設定における着眼点】

影響の大きさ・・・・・・・・村としての脆弱性に対応する施策

緊 急 度・・・・・・・・緊急的に取り組まなければならない施策

国基本計画との整合・・・・・・・・国が重点化している事業との整合

重点的に取り組むべきプログラムとして設定



5.2 重点化プログラム

設定した重点化プログラムは以下の通りである。(青部分が重点化)

1	直接死を最大限防ぐ	
	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
	1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	観光客等を含む帰宅困難者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	
	3-1	県・村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	
	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-3	農業施設の機能停止による農業生産活動の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
	7-1	地震に伴う住宅密集地や森林等の大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺
	7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害や土砂流入等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態



6

計画の推進

6.1 本村における他計画等の必要な見直し

本計画は、地域強靱化の観点から、本計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

6.2 計画の進捗管理と見直し

本計画の推進にあたっては、目標を持って取り組むよう努め、各対応方策の進捗状況を把握・検証することにより、PDCA サイクルによる取り組みの進捗管理を行うものとする。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。

西米良村国土強靱化地域計画

令和 2 年 3 月作成

編集・発行 宮崎県西米良村

西米良村建設課・総務課

〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村村所 15

TEL 0983-36-1111